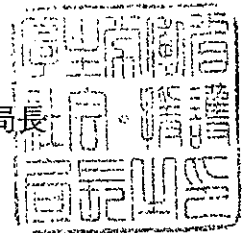


社援発0115第1号

平成25年1月15日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の
一部改正について

障害者自立支援法に基づく就労支援等の事業の会計処理については、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月2日社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知。以下、「平成18年通知」という。）により取扱われているところであるが、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）が発出され、平成24年4月から社会福祉法人が行う全ての事業が社会福祉法人会計基準の適用対象となったことから、平成18年通知の別紙「就労支援の事業の会計処理の基準」を別紙のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することとし、また、本改正に伴う経過措置を設けることとするので通知する。貴職におかれては、管内市町村、関係機関及び関係団体・施設等にその周知徹底を図るとともに、その処理に遺憾のないようにされたい。